

平成 25 年度

和泉市一般会計等及び公営企業会計
財政健全化審査意見書

和泉市監査委員

古紙配合率 70%・白色度 70%再生紙を使用しています。
100 部作成・1 部当たりの単価約 111.6 円

和泉監第301号

平成26年8月27日

和泉市長 辻 宏 康 様

和泉市監査委員 露 口 六 彦

和泉市監査委員 石 原 日 出 子

平成25年度和泉市一般会計等及び公営企業事業会計の
財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成25年度和泉市健全化判断比率及び和泉市資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出する。

目 次

	頁
○一般会計等	
1 審査の対象 -----	1
2 審査の期間 -----	1
3 審査の方法 -----	1
4 審査の結果 -----	1
(1) 総合的意見 -----	1
(2) 個別的意見 -----	2
5 むすび -----	2
○公営企業事業会計	
1 審査の対象 -----	3
2 審査の期間 -----	3
3 審査の方法 -----	3
4 審査の結果 -----	3
(1) 総合的意見 -----	3
(2) 個別的意見 -----	4
5 むすび -----	4

平成25年度 和泉市一般会計等財政健全化審査意見書

1. 審査の対象

(1) 実質赤字比率

普通会計に相当する一般会計及び特別会計（以下、「一般会計等」という。）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額（資金不足額）の標準財政規模に対する比率。

(3) 実質公債費比率

公営企業の元利償還金に対する繰出金や一部事務組合の元利償還金に対する負担金等を含めた、一般会計等が実質的に負担する公債費の標準財政規模に対する比率。なお、利用する比率は単年度ではなく3ヵ年平均を用いることとされている。

(4) 将来負担比率

一部事務組合等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

2. 審査の期間

平成26年8月13日から平成26年8月19日まで

3. 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係職員の説明を聴取するなどして審査を実施した。

4. 審査の結果

(1) 総合的意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率の推移表

(単位：%)

健全化判断比率 (4指標)	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	早期健全 化基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—	11.66	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—	16.66	30.00
実質公債費比率	6.9	7.1	6.4	5.7	4.8	4.7	5.1	25.0	35.0
将来負担比率	67.9	79.5	70.9	68.2	41.8	28.1	20.7	350.0	

(注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示する。

(2) 個別的意見

① 実質赤字比率

平成 25 年度の一般会計等の実質収支が黒字であったため、実質赤字比率は負の値となっている。

前年度と比べると、一般会計等の実質収支が 1 億 4,110 万 7 千円減少したことにより、前年度のマイナス 0.70 から 0.43 ポイント悪化し、マイナス 0.27 となっている。

② 連結実質赤字比率

平成 25 年度の一般会計等の実質収支は黒字であり、法適用企業である水道事業の資金余剰額は約 19 億円、公共下水道事業の資金余剰額は約 2 億円で、連結実質赤字比率は負の値となっている。

前年度と比べると、一般会計等の実質収支等が減少したことにより、前年度のマイナス 9.93 から 1.25 ポイント悪化し、マイナス 8.68 となっている。

③ 実質公債費比率

平成 25 年度の実質公債費比率は 5.1% であり、早期健全化基準の 25.0% を下回っており良好な状況である。

前年度と比べると、元利償還金が増加したことにより、前年度の 4.7% から 0.4 ポイント悪化している。

④ 将来負担比率

平成 25 年度の将来負担比率は 20.7% であり、早期健全化基準の 350.0% を下回っており良好な状況である。

前年度と比べると、退職手当負担見込額の減少などで将来負担額が縮小し、また充当可能基金が増加したことなどにより、前年度の 28.1% から 7.4 ポイント改善している。

5. むすび

各指標の算定結果については、本市においては基準をすべてクリアしており、特に問題とされる状況にはないと考えられる。

しかし個々にみると、一般会計等の実質収支の減などにより、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率が前年度と比較して悪化している。

なお、将来負担比率は前年度と比較して改善が見られ良好な状況である。

今後も財政が圧迫されることのないよう、経費の削減に取り組むとともに、計画的な財政運営に努められたい。

平成25年度 公営企業事業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の対象

(1) 資金不足比率

各公営企業における資金不足額を、各事業の規模で除した比率。

(2) 対象となる公営企業

法適用企業・・・水道事業、公共下水道事業、病院事業

2. 審査の期間

平成26年8月13日から平成26年8月19日まで

3. 審査の方法

審査に付された各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係職員の説明を聴取するなどして審査を実施した。

4. 審査の結果

(1) 総合的意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資金不足比率の推移表

(単位%)

事業	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	経営健全化基準
水道事業	—	—	—	—	—	—	—	20.0
公共下水道事業	—	—	—	—	—	—	—	20.0
病院事業	43.6	14.7	10.6	5.8	—	—	—	20.0

(注) 資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示する。

(2) 個別的意見

① 水道事業（法適用企業）

資金不足比率はマイナス 68.1%となっているため負の値となり、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、これを下回っており良好な状況である。

② 公共下水道事業（法適用企業）

資金不足比率はマイナス 8.2%となっているため負の値となり、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、これを下回っており良好な状況である。

③ 病院事業（法適用企業）

資金不足比率はマイナス 0.04%となっているため負の値となり、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、これを下回っており良好な状況である。

5. むすび

すべての事業において、経営健全化基準の範囲内となっている。

個々にみると、水道事業については流動資産の増により資金不足比率が前年度から 6.3 ポイント改善している。公共下水道事業については、流動資産の減により 3.5 ポイント悪化している。病院事業については 0.02 ポイント減で若干改善してはいるものの、特例債があることから依然として厳しい経営状況にある。

以上のような状況を踏まえ、早期健全化基準に近づくことのないよう、経費の削減に取り組むとともに、計画的な財政運営に努められたい。